

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-1 河川整備の基本理念

那賀川は、古来から洪水氾濫や渇水被害が多発し、沿川住民の貴重な生命や財産を脅かしてきた。その一方で、自然豊かな河川環境は地域住民に慕われるとともに、各種用水に利用される等、地域と密接な関係を保ってきた。

那賀川の将来目指すべき姿として「安全で安心できる那賀川水系の未来が拓ける川づくり」を基本理念とし、洪水や渇水から生命や財産を守り、地域住民が安心して暮らせるように社会基盤の整備を図ることで、地域との良好な関係を将来にわたって継承していく。そのため、関係機関や地域住民との情報の共有・連携の強化を図りつつ、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開する。

河川整備の基本理念

安全で安心できる那賀川水系の
未来が拓ける川づくり

洪水や渇水に対して心配のない川づくり

那賀川流域は、過去において洪水被害が頻発している反面、毎年のように渇水が起こる等、治水・利水の安全性の面で十分とは言えない。

このため、那賀川流域においては、洪水や渇水に対して心配のない川づくりを目指す。

河川環境に配慮し、環境に恵まれた川づくり

本来川がもっている豊かな河川環境を重要な機能ととらえ、那賀川の貴重な動植物はもとより川の流に育まれる生態系に配慮した川づくりを目指す。

また、それらの恵まれた環境や流域の歴史文化と一体となった癒しの水辺空間のある川づくりを目指す。

砂レキが復活し、清流が流れる川づくり

長安口ダムを始め、上流ダム群はこれまで治水・利水及び発電等で大きな役割を果たしてきたが、一方で下流に供給されていた砂レキの減少、流水の清澄性低下等の一要因となっており、本来の川の姿が変化した。

このため、川本来の姿である砂レキが復活し、動植物が生息・生育できる清流と砂レキの調和した川づくりを目指す。

産業が栄える川づくり

流域の貴重な財産として那賀川をとらえ、農林漁業、工業等様々な産業が発展した豊かな流域の未来を創るため、産業振興を踏まえた川づくりを目指す。



相互理解が図られた地域住民による流域づくり

本支川及び上下流間バランスを考慮した水系一貫のもと、上・下流域の交流が活発に行われ、相互理解の図られた流域づくりを目指す。

3-2 河川整備計画の対象区間

本整備計画は、河川管理者である四国地方整備局長・徳島県知事が河川法第16条の2に基づき、表 - 3.2.1、表 - 3.2.2(1)～(7)及び図 - 3.2.1に示す那賀川水系の全区間(国管理区間、徳島県管理区間)を対象に定めるものである。

表 - 3.2.1 計画対象区間(国土交通省)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
那賀川	左岸：阿南市十八女町宮ノ前13番地先 右岸：同市加茂町大西56番の1地先	海に至る	18.040
派川那賀川	左岸：那賀川からの分派点 右岸："	海に至る	3.630
桑野川	左岸：阿南市長生町諏訪の端28番の2地先 右岸：同市同町権現地5番の1地先	派川那賀川への合流点	7.000
河川計			28.670

長安口ダムについては、ダムの機能強化のため徳島県から国土交通省に移管する予定である。

表 - 3.2.2(1) 計画対象区間(徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
那賀川	左岸：那賀郡那賀町木頭北川字高野瀬山6番の4地先 右岸：同町同字6番の2地先	左岸：阿南市十八女町宮ノ前13番地先 右岸：同市加茂町大西56番の1地先	94.026
出島川	左岸：阿南市那賀川町上福井堂免55番の5地先 右岸：同市同町上福井堂免55番の1地先	那賀川への合流点	3.200
桑野川	左岸：阿南市新野町川又32番の5地先 右岸：同市同町川又98番の4地先	左岸：阿南市長生町諏訪の端28番の2地先 右岸：同市同町権現地5番の1地先	18.399
岡川	左岸：阿南市下大野町渡り上り457番地先 右岸：同市同町五反畑143番の4地先	桑野川への合流点	8.082
畑田川	左岸：阿南市下大野町畑田379番地先 右岸：同市同町畑田382番地先	岡川への合流点	2.700
大津田川	左岸：阿南市長生町平野12番の1地先 右岸：同市同町一丁ガ坪1番地先	桑野川への合流点	1.500

表 - 3.2.2(2) 計画対象区間(徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
とうだにがわ川 堂谷川	左岸：阿南市長生町角の谷113番地先 右岸：同市同町南川98番の1地先	桑野川への合流点	3.400
ひるじがわ川 蛭地川	左岸：阿南市桑野町山の神27番地先 右岸：同市同町山の神8番地先	桑野川への合流点	4.500
きただにがわ川 北谷川	左岸：阿南市山口町北谷6番の5地先 右岸：同市同町山口90番の3地先	桑野川への合流点	1.900
はたえだがわ川 廿枝川	左岸：阿南市新野町西地51番の2地先 右岸：同市同町西地35番地先	桑野川への合流点	1.400
みなみがわ川 南川	左岸：阿南市新野町大谷123番地先 右岸：同市同町大谷46番地先	桑野川への合流点	5.700
きらいがわ川 喜来川	左岸：阿南市新野町喜来34番地先 右岸：同市同町喜来53番地先	桑野川への合流点	2.500
くまたにがわ川 熊谷川	左岸：阿南市熊谷町シル谷173番地先 右岸：同市同町シル谷164番地先	那賀川への合流点	2.250
のじりがわ川 野尻川	左岸：阿南市吉井町日浦15番の1地先 右岸：同市同町日浦14番の2地先	熊谷川への合流点	0.900
かもだにがわ川 加茂谷川	左岸：阿南市加茂町黒河22番の4地先 右岸：同市同町貝の河144番地先	那賀川への合流点	3.750
あせびがわ川 阿瀬比川	左岸：阿南市阿瀬比町日開谷9番地先 右岸：同市同町日開谷142番地先	加茂谷川への合流点	2.500
わかすぎだにがわ川 若杉谷川	左岸：阿南市大井町新居田30番地先 右岸：同市同町新居田24番地先	那賀川への合流点	2.400
うすだいがわ川 臼台川	左岸：阿南市大井町竹の鼻64番地先 右岸：同市同町竹の鼻85番地先	那賀川への合流点	0.500
おおたいがわ川 大田井川	左岸：阿南市大田井町松の岡91番の4 地先 右岸：同市同町松の岡113番の4地先	那賀川への合流点	1.000
きたじだにがわ川 北地谷川	左岸：那賀郡那賀町和食郷字北地383 番の2地先 右岸：同町和食郷同字279番の2地先	那賀川への合流点	0.700
なかやまがわ川 中山川	左岸：那賀郡那賀町中山字関ヶ原33番 地先 右岸：同町中山字荒田ヶ谷5番の18地 先	那賀川への合流点	5.200
みなみがわ川 南川	左岸：那賀郡那賀町和食郷字南川487 番の1地先 右岸：同町和食郷同字623番地先	中山川への合流点	2.300

表 - 3.2.2(3) 計画対象区間(徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
からすぎだにがわ 唐杉谷川	左岸：那賀郡那賀町中山字西ヶ原26番 地先 右岸：同町中山字おく2番の2地先	中山川への合流点	0.800
せんがだにがわ 仙ヶ谷川	左岸：那賀郡那賀町仁宇字玉子前92番 の2地先 右岸：同町仁宇同字269番の4地先	那賀川への合流点	0.500
あいがわ川 阿井川	左岸：那賀郡那賀町阿井字桃の木谷6 番地先 右岸：同町阿井字田の谷21番地先	那賀川への合流点	1.000
にゅうがわ川 丹生川	左岸：那賀郡那賀町仁宇字学原 302番地先 右岸：同町仁宇同字98番の2地先	阿井川への合流点	0.500
もまえだにがわ 百合谷川	左岸：那賀郡那賀町百合谷字大坪130 番地先 右岸：同町百合谷同字170番地先	那賀川への合流点	1.200
たにうちがわ川 谷内川	左岸：那賀郡那賀町平野字森の下17番 の4地先 右岸：同町平野同字18番地先	那賀川への合流点	5.500
さぬき川 さぬき川	左岸：那賀郡那賀町牛輪字見こぐり42 番の1地先 右岸：同町牛輪字西九郎ウジ22 番の1地先	谷内川への合流点	1.500
うまじだにがわ 馬路谷川	左岸：那賀郡那賀町馬路字高野84番地 先 右岸：同町馬路同字65番地先	谷内川への合流点	1.700
へがわ川 辺川	左岸：那賀郡那賀町平野字経塚34番地 先 右岸：同町平野同字6番地先	谷内川への合流点	1.500
いのたにがわ 井ノ谷川	左岸：那賀郡那賀町井ノ谷字ひき滝35 番地先 右岸：同町井ノ谷同字14番地先	谷内川への合流点	1.100
のぶのがわ川 延野川	左岸：那賀郡那賀町入野字入段25番地 先 右岸：同町入野字暮谷78番の2地先	那賀川への合流点	2.300
あかまつがわ川 赤松川	左岸：海部郡美波町赤松字日浦93番の 5地先 右岸：同町赤松同字317番の2地先	那賀川への合流点	14.073

表 - 3.2.2(4) 計画対象区間(徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
新発谷川 しんぱつだにがわ	海部郡美波町赤松字新発谷113番地の1地先	赤松川への合流点	2.500
耳瀬谷川 みみせだにがわ	左岸：海部郡美波町赤松字耳瀬267番の3地先 右岸：同町赤松同字82番の2地先	赤松川への合流点	2.000
寺野谷川 てらのだにがわ	左岸：海部郡美波町赤松字寺野89番地先 右岸：同町赤松同字90番地先	赤松川への合流点	1.500
紅葉川 もみじがわ	左岸：那賀郡那賀町竹ヶ谷字長門133番地先 右岸：同町竹ヶ谷字さつま11番の1地先	那賀川への合流点	10.660
大張谷川 おおはりだにがわ	左岸：那賀郡那賀町横石字桑原91番の2地先 右岸：同町横石同字36番地先	那賀川への合流点	1.400
北浦谷川 きたうらだにがわ	左岸：那賀郡那賀町横石字上傍示30番地先 右岸：同町横石同字36番地先	那賀川への合流点	0.800
蔭谷川 かげだにがわ	左岸：那賀郡那賀町蔭谷字野浦44番地先 右岸：同町蔭谷字蔭山1番地先	那賀川への合流点	2.200
正木谷川 まさきだにがわ	左岸：那賀郡那賀町音谷字蔭山250番地先 右岸：同町音谷同字249番地先	那賀川への合流点	1.700
古屋谷川 ふるやだにがわ	左岸：那賀郡那賀町川俣字坂本10番地先 右岸：同町川俣同字12番地先	那賀川への合流点	19.200
富蒲谷川 しょうぶだにがわ	左岸：那賀郡那賀町東尾字坂本24番の3地先 右岸：同町東尾同字28番の1地先	那賀川への合流点	3.500
坂州木頭川 さかしゅうきとうがわ	左岸：那賀郡那賀町岩倉字鎗戸山地先の鎗掛岩 右岸：同上	那賀川への合流点	30.764
拝宮谷川 はいきゅうだにがわ	左岸：那賀郡那賀町東尾字栗坂15番地先 右岸：同町東尾同字14番の1地先	坂州木頭川への合流点	3.500
大美谷川 おおみだにがわ	左岸：那賀郡那賀町出羽字州の谷2番地先 右岸：同町出羽字中櫛木屋5番の2地先	坂州木頭川への合流点	2.632

表 - 3.2.2(5) 計画対象区間(徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
いずみだにがわ 泉谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭名字蔭山1番 の3地先 右岸：同町木頭名字小泉5番の1地先	坂州木頭川への合流点	1.650
だいにいずみだにがわ 第二泉谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭名字松だら3 番地先 右岸：同町木頭名字蔭山1番の5地先	泉谷川への合流点	0.285
さわだにがわ 沢谷川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字釜ヶ谷2番 地先 右岸：同町沢谷同字1番の2地先	坂州木頭川への合流点	5.454
かげいずみがわ 影泉川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字影泉20番の 2地先 右岸：同町沢谷字櫛平2番の1地先	沢谷川への合流点	0.273
しもかげがわ 下霜影川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字カンバシ1 番の1地先 右岸：同町沢谷字北谷17番の1地先	沢谷川への合流点	0.052
かまとこだにがわ 釜床谷川	左岸：那賀郡那賀町沢谷字下霜影6番 の1地先 右岸：同町沢谷字菊千代11番の1地先	沢谷川への合流点	0.100
にいなたにがわ 新居田谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字東又13番地 先 右岸：同町小島同字23番地先	坂州木頭川への合流点	0.753
だいにいにい 第二新居 たにがわ 田谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字西又12番の 2地先 右岸：同町小島同字9番地先	新居田谷川への合流点	0.185
だいきんにい 第三新居 たにがわ 田谷川	那賀郡那賀町小島字東又13番地先	新居田谷川への合流点	0.115
しきびだにがわ 櫛谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字櫛谷34番の 2地先 右岸：同町小島同字34番の1地先	坂州木頭川への合流点	1.285
だいやんしきびだにがわ 第四櫛谷川	那賀郡那賀町小島字櫛谷34番の1地 先	櫛谷川への合流点	0.153
だいきんしきびだにがわ 第三櫛谷川	那賀郡那賀町小島字櫛谷34番の1地 先	櫛谷川への合流点	0.200
だいにしきびだにがわ 第二櫛谷川	左岸：那賀郡那賀町小島字櫛谷2番地 先 右岸：同町小島字櫛尾4番地先	櫛谷川への合流点	0.083

表 - 3.2.2(6) 計画対象区間(徳島県)

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
ふじがうちだにがわ 藤ヶ内谷川	左岸：那賀郡那賀町川成字東畑80番の 19地先 右岸：同町川成字フドノ内5番地先	坂州木頭川への合流点	0.100
みやがたよがわ 宮ヶ谷川	左岸：那賀郡那賀町平谷字カゲノ上山 9番地先 右岸：同町平谷字上イシ5番地先	那賀川への合流点	1.500
じょうがだにがわ 丈ヶ谷川	左岸：那賀郡那賀町丈ヶ谷字槇尾廻り 1番の1地先 右岸：同町丈ヶ谷字七浦谷1番の1地先	那賀川への合流点	5.000
なるせがわ 成瀬川	左岸：那賀郡那賀町成瀬字内山57番の 1地先 右岸：同町成瀬同字20番地先	丈ヶ谷川への合流点	3.900
はやしだにがわ 林谷川	那賀郡那賀町白石字カツラノミゾ 16番地先	那賀川への合流点	0.600
かいかわだにがわ 海川谷川	左岸：那賀郡那賀町海川字西俣38番地 先 右岸：同町海川字東俣76番地先	那賀川への合流点	3.900
いずはらだにがわ 出原谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭出原字三ツ 石31番地先 右岸：同町木頭出原字東50番地先	那賀川への合流点	0.750
みながわ川	左岸：那賀郡那賀町木頭折宇字御朱印 谷1番地先 右岸：同町木頭折宇字湯樋山1番の2地 先	那賀川への合流点	16.000
のくぼだにがわ 野久保谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折宇字野久保 谷29番の5地先 右岸：同町木頭折宇同字4番地先	南川への合流点	1.000
おおたにがわ 大谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折宇字 大谷山10番の2地先 右岸：同町木頭折宇同字1番地先	南川への合流点	0.500
とちだにがわ 棚谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折宇字 棚谷65番地先 右岸：同町木頭折宇字棚谷向19番地	那賀川への合流点	2.500
おりうだにがわ 折宇谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭折宇字 松ノゴミ2番地先 右岸：同町木頭折宇字折宇谷54 番地先	那賀川への合流点	1.600

表 - 3.2.2(7) 計画対象区間（徳島県）

河川名	上流端	下流端	河川延長 (km)
ひさいだにがわ 久井谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭北川字大地平 50番地先 右岸：同町木頭北川字下も伴146番地 先	那賀川への合流点	0.600
ふなたにがわ 船谷川	左岸：那賀郡那賀町木頭北川字 船谷85番地先 右岸：同町木頭北川同字41番地先	那賀川への合流点	0.800
河川計			332.174

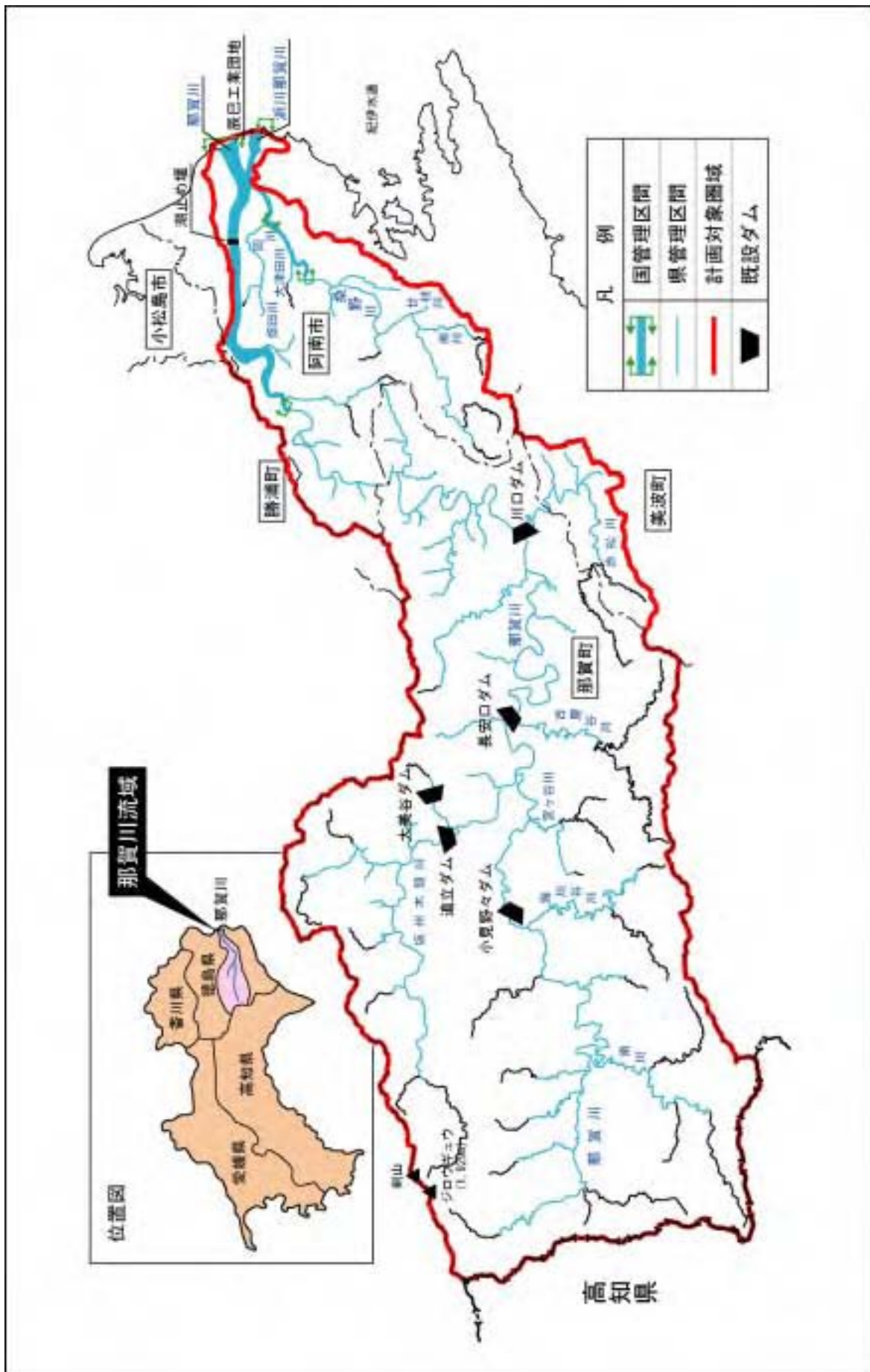


図 - 3.2.1 河川整備計画の対象圏域

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、那賀川水系河川整備基本方針に基づき、那賀川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、河川整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。

3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

(1) 那賀川【国管理区間】

1) 洪水を安全に流下させるための対応

本整備計画においては、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた昭和25年9月洪水（ジェーン台風）と同規模の洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点古庄における目標流量は9,000m³/sとする。このうち既設長安口ダムの改造により500m³/sを調節することによって、河道への配分流量を8,500m³/sとする。

この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤、掘削等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

表 - 3.4.1 河川整備において目標とする流量

河川名	基準地点	目標流量 (m ³ /s)	既設ダムによる 洪水調節流量 (m ³ /s)	河道整備流量 (河道の整備で 対応する流量) (m ³ /s)
那賀川	古庄	9,000	500	8,500

2) 局所洗堀への対応

堤防整備済区間において、交互砂州の影響等により、堤脚部の局所洗堀が懸念される区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施することにより、破堤等重大災害を未然に防ぐ。

3) 堤防漏水への対応

堤防整備済区間において、河川水等の堤防への浸透に対して著しく安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施することにより、破堤等重大災害を未然に防ぐ。

4) 内水氾濫への対応

内水氾濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。既設排水機場等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

5) 大規模地震・津波等への対応

東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理樋門等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。

6) 危機管理への対応

市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、防災訓練等、必要な対策を実施することにより、施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。

(2) 桑野川【国管理区間】

1) 洪水を安全に流下させるための対応

本整備計画においては、戦後最大流量を記録し甚大な浸水被害を発生させた平成11年6月洪水（梅雨前線）と同規模の洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点大原における目標流量は950m³/sとする。

この流量を安全に流下させるため、無堤地区の築堤、掘削の事業等を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

表 - 3.4.2 河川整備において目標とする流量

河川名	基準地点	目標流量 (m ³ /s)	既設ダムによる 洪水調節流量 (m ³ /s)	河道整備流量 (河道の整備で 対応する流量) (m ³ /s)
派川那賀川及び桑野川	大原	950	-	950

2) 堤防漏水・侵食への対応

堤防整備済区間において、河川水等の浸透・侵食に対して安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた堤防補強等を実施することにより、破堤等重大災害を未然に防ぐ。

3) 内水氾濫への対応

内水氾濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、水害展による啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携して積極的に行うことにより内水被害を軽減する。既設排水機場等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

4) 大規模地震・津波等への対応

東南海・南海地震による損傷・機能低下等に伴い、地震発生後に来襲する津波や洪水によって浸水被害が発生するおそれのある河口部の国管理樋門等の河川管理施設について、必要な対策を実施するとともに、昭和36年9月に来襲した第二室戸台風規模の河道内侵入波浪による越波被害を防止する。

5) 危機管理への対応

市町が作成するハザードマップ作成への技術的支援や、自治体との防災情報の共有を目的とした施設の整備、防災訓練等、必要な対策を実施することにより、施設能力以上の洪水・地震等が発生した場合においても被害を軽減する。

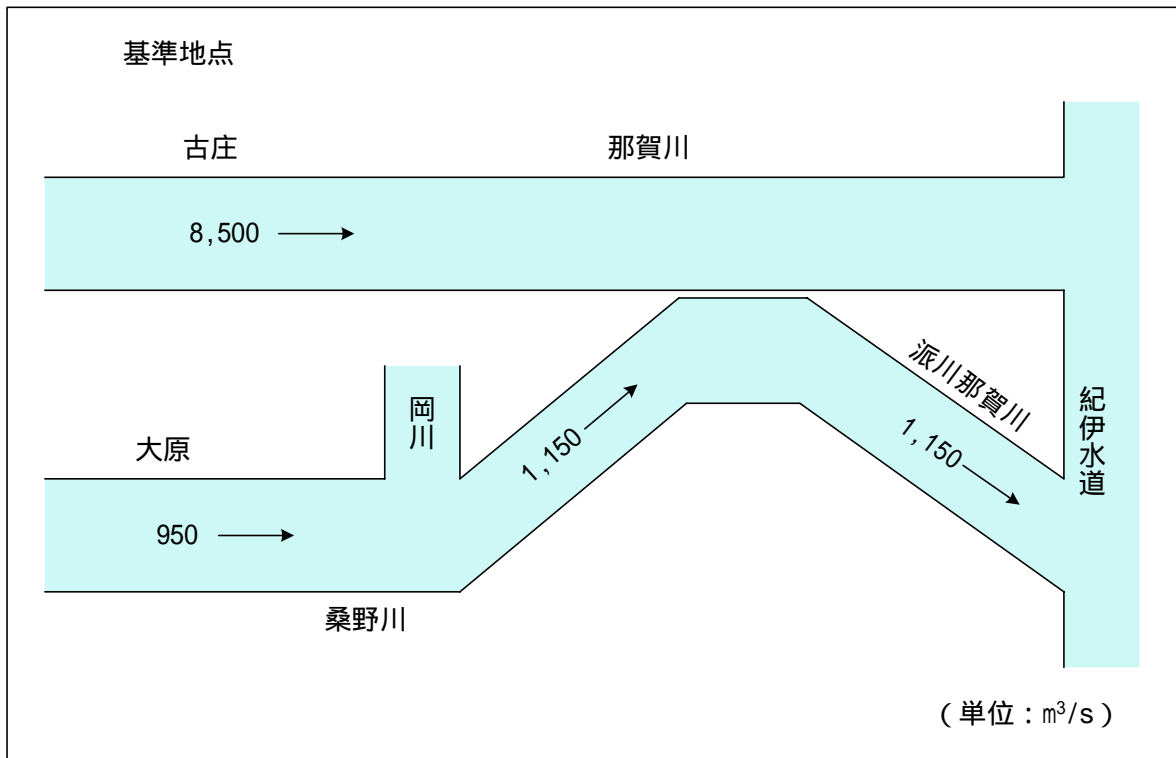


図 - 3.4.1 河道整備流量配分図（国管理区間）

(3) 那賀川【徳島県管理区間】

(3-1) 那賀川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

和食地区においては、国管理区間と同様に昭和25年9月洪水（ジェーン台風）と同規模の洪水から浸水被害を軽減することを目標として、基準地点和食(県)における河道整備流量は8,200 m^3/s とする。

この流量から浸水被害を軽減するため、浸水防止施設等の事業を行う。

十八女地区、水井地区及び土佐地区においても河道整備流量は8,200 m^3/s とし、この流量から浸水被害を軽減するため、輪中堤、宅地嵩上げ等の事業を行う。

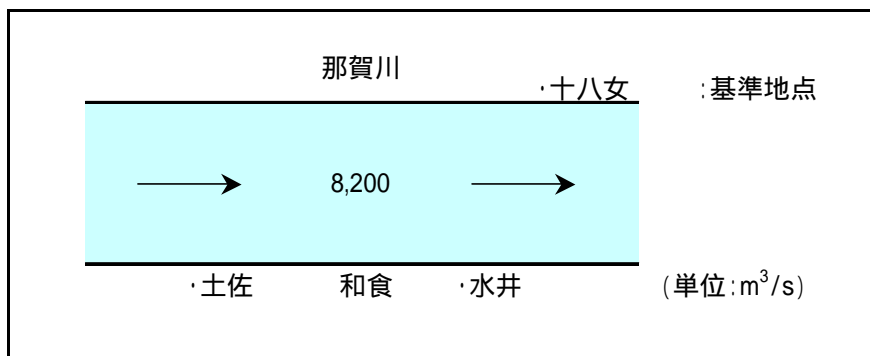


図 - 3.4.2 和食地区流量配分図

出原地区においては、概ね10年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点出原における目標流量は2,100 m^3/s とする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河床の整正等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

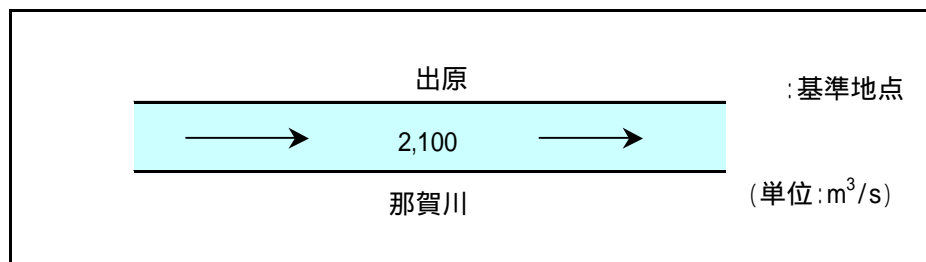


図 - 3.4.3 出原地区流量配分図

(3-2) 宮ヶ谷川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

宮ヶ谷川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点那賀川合流点における目標流量は $50\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

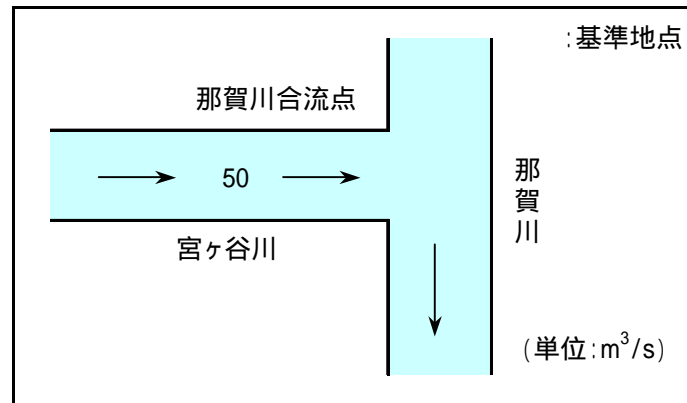


図 - 3.4.4 宮ヶ谷川流量配分図

(4) 桑野川【徳島県管理区間】

(4-1) 桑野川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

桑野川においては、概ね50年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点大原（県）における目標流量は $900\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

2) 堤防漏水・侵食対策への対応

堤防整備済区間において、河川水等の浸透・侵食に対して安全性が低い区間については、危険性の解消に向けた所要の堤防補強等を実施することにより、破堤等重大災害を未然に防ぐ。

3) 内水氾濫への対応

内水氾濫への対応としては、家屋浸水被害が著しい地区について、必要な内水対策を行い、床上浸水被害を解消する。また、内水被害の軽減及び拡大防止のためには、流域からの流出抑制や低地への家屋進出抑制等が必要であるため、ハザードマップの公表、啓発活動等のソフト対策を地元自治体と連携を図りながら行う。また、既設排水機場等については、適正に補修等を行い機能を維持する。

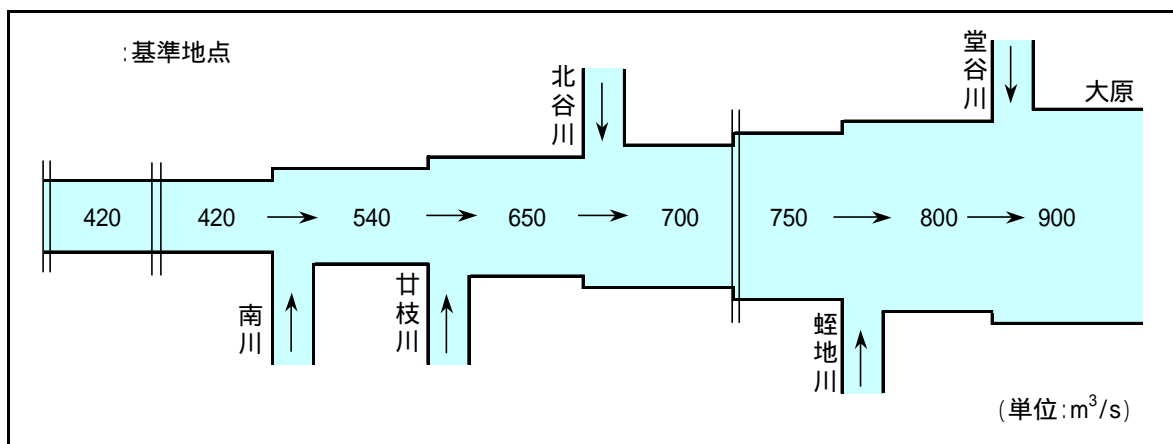


図 - 3.4.5 桑野川流量配分図 (徳島県管理区間)

(4-2) 岡川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

岡川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点文化橋における目標流量は $150\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

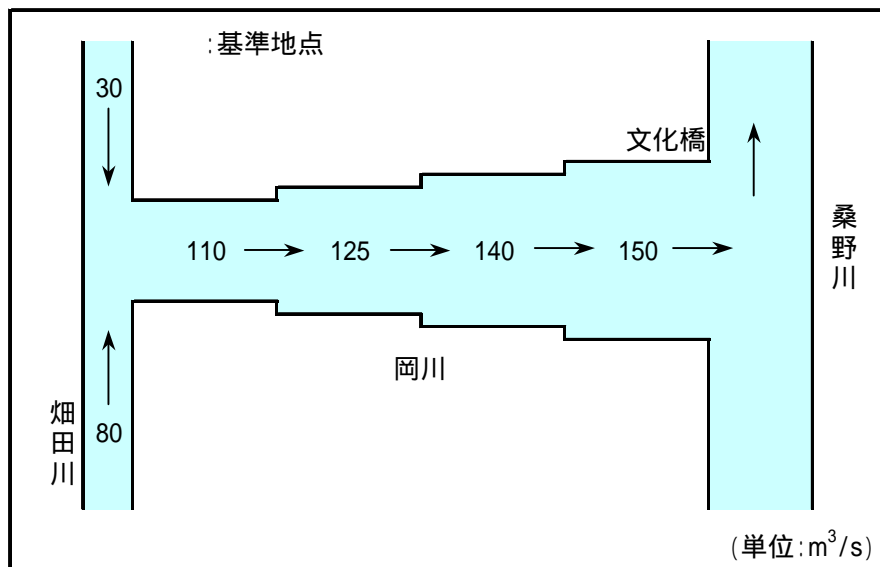


図 - 3.4.6 岡川流量配分図

(4-3) 畑田川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

畑田川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点岡川合流点における目標流量は $80\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を安全に流下させるため、堤防の整備、河道の掘削等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

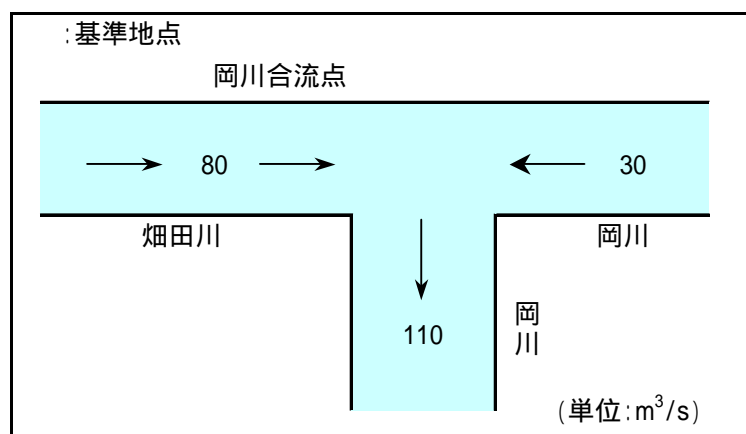


図 - 3.4.7 畑田川流量配分図

(4-4) 大津田川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

大津田川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを将来目標とし、基準地点大津田川樋門における将来目標流量は $90\text{m}^3/\text{s}$ とする。しかしながら、大津田川は内水河川であることや、大津田川樋門の流下能力を考慮し、概ね5年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを当面の整備目標とし、基準地点大津田川樋門における整備目標流量は $50\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を安全に流下させるため、河道の掘削等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

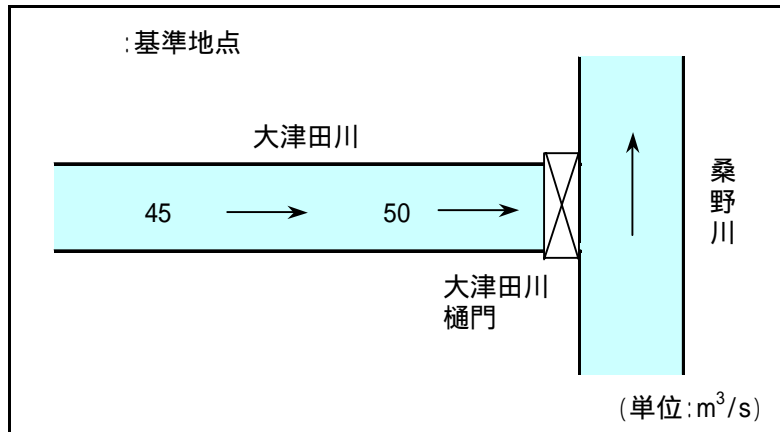


図 - 3.4.8 大津田川流量配分図

(4-5) 廿枝川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

廿枝川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点桑野川合流点における目標流量は $50\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を安全に流下させるため、河道の掘削等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

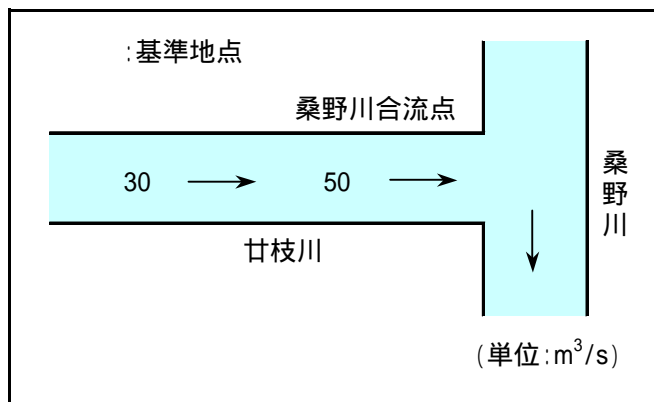


図 - 3.4.9 廿枝川流量配分図

(4-6) 南川

1) 洪水を安全に流下させるための対応

南川においては、概ね30年に1回程度発生する洪水を安全に流下させることを目標として、基準地点桑野川合流点における目標流量は $120\text{m}^3/\text{s}$ とする。この流量を安全に流下させるため、河道の掘削等の事業を行い、外水氾濫による浸水被害を防止する。

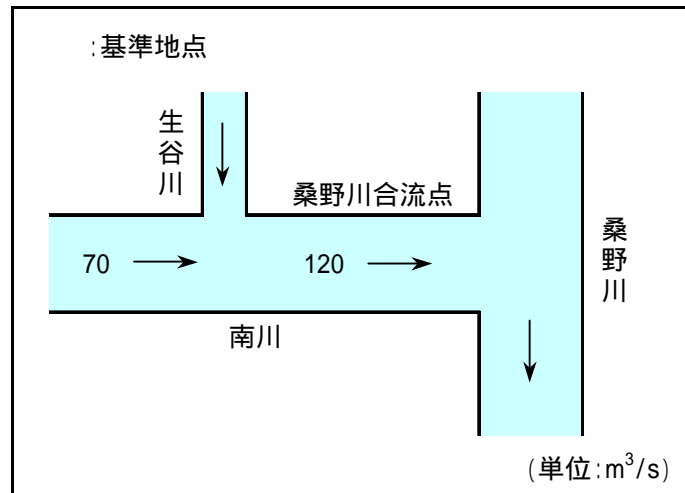


図 - 3.4.10 南川流量配分図

表-3.4.3 河川整備において目標とする流量

河川名	基準地点	目標流量 (m^3/s)	既設ダムによる洪水調節流量 (m^3/s)	河道整備流量 (河道の整備で対応する流量) (m^3/s)
那賀川	和食(県)	9,000	800	8,200
那賀川	出原	2,100	-	2,100
宮ヶ谷川	那賀川合流点	50	-	50
桑野川	大原(県)	900	-	900
岡川	文化橋	150	-	150
畑田川	岡川合流点	80	-	80
大津田川	大津田川樋門	50	-	50
甘枝川	桑野川合流点	50	-	50
南川	桑野川合流点	120	-	120

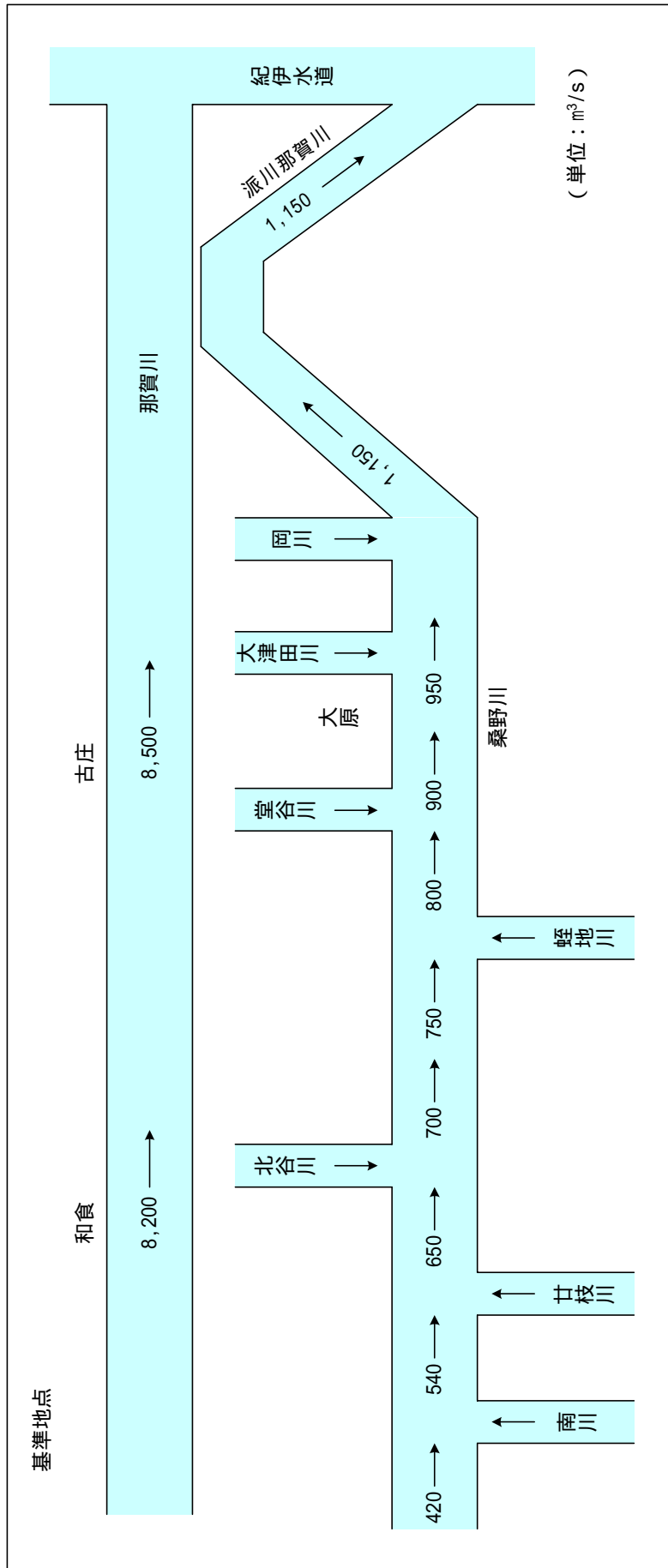


図 - 3.4.11 那賀川・桑野川河道整備流量配分図（国管理区間～徳島県管理区間）

3-5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

(1) 流水の正常な機能の維持

那賀川水系河川整備基本方針に基づき、河川流量との関わりが深い、動植物の生息・生育、良好な水質の確保等、流水の正常な機能を維持するため、必要な流量としては、利水基準点和食において、かんがい期最大 $32\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期最大 $14\text{m}^3/\text{s}$ とする。

(2) 河川水の適正な利用

河川水の適正な利用のために、良好な水質についてその維持に努めるとともに、既存の流水の補給施設や分流施設等の河川管理施設の適正な管理を行う。また、湯水時の被害を最小限に抑えるため、関係機関と調整し、節水への啓発の情報提供、情報伝達体制を整備する。

河川維持流量及び農業・工業用水等の安定供給を可能にするよう努め、利水安全度を現況約 $1/3 \sim 1/4$ から約 $1/7$ （昭和38年～平成17年までの43年間の補給計算）に向上させる。

(3) 水質の保全

現在、BOD等の水質環境基準が守られている本川上流区間については、現状の水質を維持するとともに、本川に比べてやや高めの値となっている桑野川・岡川においては、関係機関連携の上、より一層の汚濁負荷源対策等によって環境基準を守ることを目指す。

長安口ダム放流水の濁水長期化については、発電放流口からのみ放流している平常時において、放流水の水質を改善し、濁りの水質指標である浮遊性物質（SS）の環境基準（ $25\text{mg}/\text{L}$ 以下）を守れない日数を $1/2$ 程度に低減させる。

3-6 河川環境の整備と保全に関する目標

(1) 動植物の生息・生育に関する目標

河川における環境の整備と保全に関しては、河川環境に関する現在の課題を解決することを目的に各種事業を実施するとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑えることで、良好な河川環境の保全に努める。また、堰などの河川内許可工作物の改築等に当たっては魚道の改良などにより動植物の生息・生育環境の向上を目指す。

1) 那賀川上流域（川口ダム上流）

現在有している良好な河川環境の保全に努めるとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑える。

2) 那賀川中流域（川口ダム下流～国管理区間上流端）

濁水の長期化とレキ河原の減少により、動植物の生息・生育環境に変化を及ぼしていることから、河床状況の変化が魚類等の生息・生育状況に及ぼす影響を把握するとともに、清流と砂レキの復活を目指す。

3) 那賀川下流域（国管理区間上流端～潮止め堰）

濁水の長期化と砂州の固定化などにより、動植物の生息・生育環境に変化を及ぼしていることから、平瀬の再生と清流の復活を目指す。

また、河川内に既に設置される堰などの許可工作物については、魚道を利用している魚類等の生息・生育状況を把握するとともに、現在の魚道が魚類の遡上・降下に障害となっている場合は改善に努める。また、新たな許可工作物の設置・管理においては、魚類等の移動の連続性が確保出来るように配慮することで、豊かな生態系の保全に努める。

4) 汽水域（潮止め堰～河口）

現在有している良好な河川環境の保全に努めるとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑える。

5) 桑野川

現在有している河川環境の保全に努めるとともに、河川工事の実施においても河川環境に与える影響を最小限に抑える。

(2) 河川景観に関する目標

河川景観の維持・形成については、治水・利水・環境との整合を図りつつ、那賀川流域の風土に根ざした那賀川らしい景観を保全する。また、区間別の目標は以下のとおりとする。

1) 那賀川上流域・中流域（川口ダム上流～国管理区間上流端）

良好な景観を損なう一因となっている濁水の長期化を低減させ、清流の復活を目指す。

2) 那賀川下流域（国管理区間上流端～潮止め堰）

雄大な景観を損ねていると言われている一部のコンクリート護岸や根固ブロックの連続した区間については、今後、改修工事等を実施する際には良好な景観を有する構造とする。

また、良好な景観を損なう一因となっている濁水の長期化を低減させ、清流の復活を目指す。

3) 汽水域（潮止め堰～河口）

雄大な景観を損ねていると言われている一部のコンクリート護岸や根固ブロックの連続した区間については、今後、改修工事等を実施する際には良好な景観を有する構造とする。

4) 桑野川

景観を損ねていると言われている一部のコンクリート護岸や根固ブロックの連続した区間については、今後、改修工事等を実施する際には良好な景観を有する構造とする。

(3) 河川空間の利用状況の目標

人と川のふれあいやレクリエーション・環境学習の場等の確保については河川環境との調和を図りつつ、人々が水辺に集い、水に親しめる等、適正な河川利用が図られるように努める。また、関係機関や地域住民等と連携して貴重な自然や水辺空間とのふれあいを体験できる施策を推進することにより、人と川、地域と川との共生関係を築くことを目指す。

また、各区間の目標は以下のとおりとする。

1) 那賀川上・中流域（川口ダム上流～国管理区間上流端）

豊かな自然を生かし、より広く自然志向のレクリエーションに活用される川づくりを目指す。

2) 那賀川下流域・汽水域（国管理区間上流端～河口）

流域の中では比較的広い高水敷を有し、過去から河川利用の多いこの区間の特色を生かし、より広く住民等に利用される川づくりを目指す。

3) 桑野川

阿南市街地を流れる桑野川の特性を生かして、住民が主体となって利用される川づくりを目指す。